

令和 6 年 6 月 6 日現在

機関番号：12611

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2023

課題番号：18K13105

研究課題名（和文）1963年の通達「幼稚園と保育所との関係について」をめぐる保育制度・政策史研究

研究課題名（英文）Research on the history of systems and policies of early childhood education and care regarding the official notice "Relationship between Kindergartens and Day Nurseries" in 1963

研究代表者

松島 のり子 (Matsushima, Noriko)

お茶の水女子大学・基幹研究院・講師

研究者番号：20727622

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,800,000円

研究成果の概要（和文）：1963年10月28日付で発出された「幼稚園と保育所との関係について（通知）」は、国の見解として、幼稚園と保育所（幼保）の「共存共栄」をめざして公にされた。幼稚園普及の「ビジョン」と保育所の意義も示し、幼保の重複や偏在を避けて普及させるよう地方行政の連絡・調整を促す意図があった。実際に「通知」では、幼保の目的や機能の相違、保育所入所措置の厳正化、保育所における教育の幼稚園との共通化等に言及された。

「通知」は関係者に波紋を呼んだものの、発出後には、保育所保育や保母養成における「教育」の意識化、地域における幼保の課題把握と整備促進、文部・厚生、都道府県・市町村の行政連携等につながっていた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は「幼稚園と保育所との関係について（通知）」に着目し、幼稚園と保育所の関係をめぐる議論の内容、「通知」による「保育」「教育」や保育者養成の変化、保育制度・政策の実態として行政の連携や地方自治体の施策の動向を明らかにした。

2023年4月には保育所と認定こども園を所管することも家庭庁が発足した。幼稚園は文部科学省所管のままで「幼保一元化」は実現せず、連携が重視されている。本研究の成果は、日本の保育や幼児教育に関わる歴史的事実を新たに解明したとともに、幼稚園と保育所、認定こども園をはじめ多様な保育施設が存在する現在と今後の保育制度・政策を考えるうえで一つの視点になり得ると考える。

研究成果の概要（英文）：The official notice "Relationship between Kindergartens and Day Nurseries" was issued on October 28, 1963 to promote the "coexistence and co-prosperity" of kindergartens and day nurseries. It aimed to present a "vision" to increase kindergartens as well as to confirm the roles of day nurseries, and encouraged coordination among local administrations to avoid the overlap and uneven distribution of kindergartens and day nurseries.

In fact, the "Notice" referred to the differences in the kindergartens and day nurseries, stricter entry requirements of day nurseries, and the same educational roles of day nurseries as kindergartens.

Although the "Notice" provoked debate, it resulted in greater awareness of "education" in day nurseries' activities and in training of nursery teachers. It also helped to identify and take measures against issues surrounding kindergartens and day nurseries in local communities and strengthened administrative coordination among the prefectures and municipalities.

研究分野：子ども学、保育学、幼児教育学

キーワード：幼稚園と保育所との関係 共同通知 保育と幼児教育 幼保一元化 1963年 保育制度・政策 都道府県と市町村 行政の連携

1. 研究開始当初の背景

(1) 「幼稚園と保育所との関係について(通知)」の発出

日本における幼児の保育を担う施設として代表的な幼稚園と保育所は、1947(昭和22)年制定の学校教育法と児童福祉法にそれぞれ規定され、制度上異なるものとして位置づけられた。以来、幼保二元体制のもとで、幼稚園と保育所はそれぞれに普及してきた。しかし、幼稚園と保育所の普及には、都道府県や市町村によって著しい地域差が生じていた。同時に、同じく幼児を対象とする幼稚園と保育所をめぐっては、実態において混同が生じ、「幼稚園の保育所化」(幼稚園で長時間にわたる保育が行われる等)、「保育所の幼稚園化」(保育所に「保育に欠け」ない子どもが通う等)として表面化するところもあった。こうした状況のなかで、1963年10月28日付で発出されたのが、文部省初等中等教育局長福田繁と厚生省児童局長黒木利克の連名による「幼稚園と保育所との関係について(通知)」(文初初第400号、児発第1046号)(以下、「通知」と略記)であった。

(2) 「通知」をめぐる先行研究と「通知」後の概況

先行研究では、この「通知」が発出された事実につれられているほか、「通知」が出されたことにより幼稚園と保育所の制度的相違を強調しつつ普及における調整が要請されたこと、一方で保育内容については幼稚園と保育所の間で一元化の方向を示すものであったこと、「通知」は教育委員会や知事への指示に終始し、通知した内容については実施をともなわなかったこと、等が指摘されてきた¹。

「通知」をめぐっては、全国的な動向や政策の結果は断片的に明らかにされてきたところがある。しかし、幼稚園と保育所の普及に生じていた著しい地域差に鑑みれば、幼稚園と保育所との関係について言及した「通知」に対する各地域の受けとめ方は異なるのではないかと疑問が生じた。また、保育内容をめぐって政策上の変化が生じたという国レベルの動向のなかで、保育実践や保育者養成等にはどのような変化が生じたのかという点も未解明であった。

研究開始当初の2018年時点でも、幼稚園と保育所が異なる所管や制度体系にある幼保二元体制は維持されていた。そのかん、2006年には「幼保一体」の施設ともいえる「認定こども園」制度が発足した。さらに2015年には、「子ども・子育て支援新制度」の本格実施によって「幼保連携型認定こども園」が単一の施設として制度化されるに至った。幼保二元体制が維持されつつ新たな幼児の保育を担う施設が誕生し、幼稚園と保育所をめぐるとの関係やそれぞれにかかわる制度のあり方も変わってきた。ここには、少なからず「通知」で言及された幼稚園と保育所との関係に関する国の見解も、関連しているところがあるのではないかと考えられた。

先行研究やこゝにちまでの概況から、「通知」を受領した都道府県教育委員会と都道府県知事がその後どのような対応をとったのかということを含め、「通知」後の変化を実証的に明らかにする余地がある。加えて、「通知」後の変化を明らかにしていくには、そもそも「通知」にはどのような目的や意図があり、どのような作成過程を経て発出されたのか、「通知」前の動向も把握する必要があると考えた。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的

本研究は、1963年10月28日付で文部省初等中等教育局長福田繁と厚生省児童局長黒木利克が連名で発出した「幼稚園と保育所との関係について(通知)」に着目し、1)「通知」発出までの経緯、2)「通知」発出後の実態を、実証的に明らかにし、「通知」の保育史・幼児教育史上の意義を考察すること目的とした。

より具体的には、次のとおりである。1)「通知」発出までの経緯としては、「通知」作成の契機、「通知」作成の過程について明らかにする。2)「通知」発出後の実態としては、「保育」「教育」の考え方にみられた変化²、保育者養成における変化、都道府県(教育委員会・知事部局)における「通知」の受けとめ方(市区町村との連携、調整等の実施状況)を明らかにする。これらによって、戦後日本における保育制度・政策の実施過程と実態を描き出し、「幼稚園と保育所との関係について(通知)」という文書が有した意義を考察する。

(2) 本研究の特徴

本研究は、「通知」に対して多角的に追究することで、保育制度・政策をめぐる歴史の諸相を、実証的に描き出すことをめざしたもので、その特徴には過去 現在 未来を架橋する点と保育制度・政策史研究である点の2点が挙げられる。

本研究では、1960年代とその前後を対象時期とし、「幼稚園と保育所との関係について(通知)」に着目する。取りあげるのは過去に講じられた保育政策の一つとしての公文書でありながら、「通知」は現代における保育制度のあり方とも関連性をもっている。史実の解明と考察は、

保育制度・政策の課題と成果の検証にもつながる。幼稚園・保育所に加えて、認定こども園をはじめ多様な保育の場が併存する現在における保育制度の課題を捉えることは、未来を展望するうえで重要であると考えた。

また、保育制度・政策史研究は、教育学における保育・幼児教育学分野 保育・幼児教育学分野における歴史研究/制度・政策分野 という位置にあり、まだ研究蓄積が比較的限られた分野であるといえる。こんにちの幼稚園と保育所をめぐる関係や保育制度のあり方とも地続きである戦後の保育制度・政策に関する実証的研究を、少しでも深め進展させるものとなることをめざした。

3. 研究の方法

本研究では主に歴史研究の手法を採った。

(1) 「通知」発出までの経緯の解明

「通知」作成の契機

1960年代初頭における幼稚園と保育所の関係をめぐる問題状況について、当時の文献や論文、雑誌記事等から読み解き、なぜ「通知」を作成し発出するに至ったのかを検討する。

「通知」作成の過程

文部省や厚生省が作成・発行した資料や、「通知」作成に携わった関係者の資料を収集し、幼保二元体制のもとで、どのように連名での「通知」へと結実したのかを明らかにする。

(2) 「通知」発出後の実態の解明

() 「保育」「教育」の考え方にみられた変化

「通知」発出前後の時期に刊行された文献や雑誌記事、政策文書等から、幼稚園や保育所の関係者や保育学・幼児教育学に関する研究者の言説に着目し、幼稚園や保育所、「保育」「教育」がどのように捉えられていたかを検討する。

() 保育者養成における変化

保育者養成制度の変遷を追い、保育者養成や保母試験のテキスト等の資料を収集し、「通知」の前後でどのように変化したのか(しなかったのか)を分析する。

() 都道府県(教育委員会・知事部局)における「通知」の受けとめ方

各都道府県における「通知」や「通知」関連資料を調査するとともに、同時期の幼稚園や保育所に関する施策が読み取れる史資料を幅広く調査する。これにより、「通知」前を含む各自治体における幼稚園と保育所をめぐる状況を把握するとともに、「通知」受領後の取り扱い、市区町村との連携、調整等の有無を捉え、「通知」をめぐる各地域の実態を明らかにする。

4. 研究成果

「通知」は前文と6項目で構成されている。その概略を示すと次のとおりである。

前文で、「幼児教育」の重要性や幼稚園と保育所の普及と内容充実の必要性にふれ、文部省と厚生省が幼稚園と保育所との関係について協議してきたことと、「通知」の内容を管下の「市町村長、市町村教育委員会等に周知徹底させ」るよう述べている。続く6項目では、1.幼稚園と保育所の目的と機能は異なること、2.将来的に幼児教育義務化を検討するため、幼稚園は4・5歳児に重点を置き、「保育に欠ける」幼児は保育所に措置すること、3.保育所の教育に関する機能は幼稚園教育要領に準ずることが望ましいこと、4.幼稚園と保育所の普及は、都道府県や市町村で緊密な連絡を保って計画的に進め、適正に配置すること、5.保育所入所児童は厳正に決定し、「保育に欠け」ない幼児は普及に応じて幼稚園に入園させること、6.保母試験合格保母には現職教育を計画し、保母資格の改善を図ること、を示した。

(1) 「通知」発出までの経緯の解明

「通知」作成の契機

1960年代において、日本の各地で幼稚園と保育所が普及しつつあった。「通知」発出前の時期として、1952年、1957年、1962年の推移を示すと下表のとおりである。1952年から1962年にかけての10年間で、幼稚園は施設数4,646園増(2.6倍)園児数485,242人増(2.3倍)保育所は施設数4,674か所増(1.8倍)入所児数201,612人増(1.4倍)に増えていた。

表 幼稚園・保育所の普及推移

年	幼稚園				幼稚園児				保育所			保育所児		
	国	公	私	計	国	公	私	計	公	私	計	公	私	計
1952	32	1,111	1,731	2,874	3,317	154,948	212,402	370,667	2,118	3,455	5,573	538,274		538,274
1957	35	2,277	4,308	6,620	3,284	227,695	432,274	663,253	4,951	4,187	9,138	341,795	315,215	657,010
1962	35	2,748	4,737	7,520	3,507	244,811	607,591	855,909	5,992	4,255	10,247	428,584	311,302	739,886

備考 幼稚園は『学校基本調査報告書』各年、保育所は厚生省児童局編『児童福祉十年の歩み』日本児童問題調査会、1959年、『社会福祉統計年報』『社会福祉施設調査報告』各年により作成。

しかし数が増えていくなかで幼稚園と保育所のあり方が制度には即していない状況があり、一般における幼稚園や保育所に対する認識は多様だったようである。幼稚園と保育所の財政補助のしくみが異なることに対して是正を求める要望等も出ていた。これらを背景として、幼稚園と保育所の関係が混迷している状況があった。他方で、同時期には幼稚園と保育所の関係をめぐって「幼保一元化」論も浮上していた。こうした国内の情勢に対して国の見解を示すために出されたのが「幼稚園と保育所との関係について（通知）」であった。

「通知」作成の過程

「通知」を連名で発出した福田繁と黒木利克の、「通知」前後の発言や記事を中心に検討した。「通知」作成に際して捉えられていた状況として、具体的には「保育所の幼稚園化」の解消と出生数の変動による小中学校の余剰教室対策があり、この観点から、幼稚園を整備することが企図された。そこには幼稚園と保育所を峻別する考えと、双方における幼児教育の充実を期する考えももうかがわれた。これらは、保育所保育の教育について、幼稚園の保育と原理・内容を一元化することにもつながっていた。

「通知」の政策的意図としては次の4点を指摘することができる。

1. 幼稚園普及促進の「ビジョン」として、義務化と4、5歳児重視に言及したこと
2. 幼稚園・保育所間、幼稚園間、保育所間、それぞれの重複・偏在を避けるよう地方行政の連絡・調整を促そうとしたこと
3. 地域の事情で保育所に「保育に欠け」ない入所児童がいる状況は不相当であることを明示し、それに対しては当面（幼稚園が普及するまで）は許容する考えを示したこと
4. 「通知」を発出することで、幼稚園と保育所をめぐる混沌とした状況を打開し、幼稚園と保育所の関係の調整を図る（その機運を高める）とともに、関係者の不安の払拭や予算獲得への目論見もあったこと

これらに鑑みると、「通知」発出時の1963年当時において直面していた課題への対応が第一義的であったと考えられる。そして、幼稚園と保育所の役割の相違と普及優先のために、「通知」というかたちで公にすることで両者の「共存共栄」をめざし、幼稚園と保育所を一元化する意向はなかった。

(2) 「通知」発出後の実態の解明

() 「保育」「教育」の考え方にみられた変化

1960年代前半、「通知」発出前から、保育と教育の関係が議論されていた。戦後、ケアを含む教育としての「保育」や教育の機能を含む「保育」というあり方が示されてきたことと、「教育」と「保育」が区別されてきたこと³の間には、矛盾を抱え続けているのではないかとも考えられる。ここではとくに、「通知」により「教育」の機能を含むことや幼稚園との関係が明言された保育所の「保育」について検討した結果を記す。

1962年4月、中央児童福祉審議会に保育所の問題を検討する保育制度特別部会が設けられた。1963年7月の中間報告「保育問題をこう考える」では、保育と教育は不可分であることや、教育においては養護の面が、養護においても教育の面が欠かせないことから、保育所の保育内容にもカリキュラムに基づいた教育を盛り込む必要があると言及された。保育所と幼稚園のいずれにおいても、子どもには「幼児教育的な考慮」が必要であると考えられ、両者における保育内容の調整や、同一水準の幼児教育を行うための設備等の充実が求められていた。その後1964年10月の第二次中間報告「いま保育所に必要なもの」において、保育内容については、「保育所保育要領（仮称）」を作成し、保育内容を充実させることを求めた。「通知」後の時期にあって、保育所の保育内容の編成には幼稚園教育要領との関連への配慮にも言及された。1960年代半ばにおいて、保育と教育は切り離せない不可分のものという考え方が共有されていた。

「通知」後の保育所保育指針の通知による動向までをたどった結果については、次項の「保育者養成における変化」においてあわせて記述する。

() 保育者養成における変化

1960年代、保育所が全国的に普及するなかで、保育者養成は量を満たすのみならず資質向上も課題となっていた。保育者養成の教育課程が改定され、保育所保育の指針作成にむけた動きもあり、1965年の保育所保育指針へと結実した。「通知」の内容は、保育所の保育と教育や保育内容の考え方に影響し、保育所保育指針にも少なからず反映された。

そして、保育所保育指針が通知される前と後に刊行された『保育者養成講座』テキストを比較検討した結果、保育所の保育における教育に関しては、幼稚園と変わらないことが積極的に言及されたことや、保育内容の説明にみられる変化が明らかとなった。すなわち、保育所保育指針が公表される以前から、保育所の保育に教育の側面は含意されており、保育内容は幼稚園教育要領を参照して説明されていた。それでも、保育所の保育に特化し、教育にも言及した保育所保育指針ができたことは、保育内容の論じ方に大きな変化をもたらした。1956年の幼稚園教育要領に依拠して展開していた保育内容の説明は、1965年の保育所保育指針通知後には、一定の期間を経て、保育所保育指針に基づく内容に記述が一新された。「養護と教育が一体」である保育所の保育において、その教育は幼稚園と本質的に共通しているという考え方が反映された。

他方、保育者養成を担っていた 2 年制短期大学における幼稚園教諭と保育者の同時養成について検討すると、養成機関関係者は 2 つの専門職の資質を備えた保育者を 2 年間で輩出するための養成課程を模索し、保育者に必要な学科目と単位数を議論していた。幼稚園教諭と保育者の同時養成には、一般教育、外国語、体育の学修が必要とされ、専門科目には、教育・保育、福祉、心理、保健、保育内容（基礎技能）の各系列に関する科目が不可欠と考えられた。各系列には比重の大小があり、実習を含めた教育・保育の科目と保育内容の科目が重視される傾向にあった。（乳）幼児の育ちにかかわって保育と教育を担う幼稚園教諭と保育者の資質を備えるには、理想的には 3 年以上の期間をかけて、ゆとりある教育課程で学ぶことが期待されていた。

（ ）都道府県（教育委員会・知事部局）における「通知」の受けとめ方

主に、1. 保育関係者等にみられた「通知」をめぐる波紋、2. 地方自治体における幼稚園・保育所施策、3. 1966 年「幼児教育の普及状況調査」における行政連携、の 3 つについてまとめる。

1. について、「通知」は保育関係者が内容を把握するまでに発出以降一定の時間を要していた。新聞等で報道されたことが「通知」の内容理解にネガティブな印象を与えた側面もあったようである。「通知」の捉え方は、幼稚園関係者、保育所関係者、小学校関係者、行政関係者、研究者、保護者等によって異なり、ゆえに当事者によって議論されることも期待されていた。地域によっては、保育関係者や関連組織が独自に情報を発信したり、保護者への説明を行ったり、関係者相互による議論の場を設けたりといった動きがみられた。また、「通知」の波紋は幼稚園と保育所が存在し、両者の関係性が議論になり得る地域で顕在化しやすかったといえる。

2. について、とくに富山県を事例として検討した。富山県では、「通知」発出以前より幼稚園と保育所がともに幼児教育普及の担い手として想定され、両者および各所管部局の連携が必要と考えられていた。「通知」は富山県教育委員会での受領以降、関係者に受けとめられていく過程で、幼稚園と保育所の相違とその理解が図られようとしていた。加えて、同時期に国が実施した幼稚園振興計画が重なり、一定の期間を経て、県内各市町村教育委員会教育長および市町村長に「通知」の内容が周知されることになった。保育所のほうが幼稚園よりも普及していた富山県では、公私立を含め幼稚園や保育所を所管する県の関係部局が協力して市町村に働きかけていた。

県における幼稚園振興計画では、県で独自に策定した富山県総合教育計画よりも国の振興計画の目標が優先された。「通知」は、振興計画と連動して国から都道府県へ周知されたことにより、県の施策を国の目標に引き上げる後ろ盾となった可能性がある。市町村へと周知されたことで市町村段階の連携も促した。「通知」は、制度に即した幼稚園や保育所の認識とその浸透、そして自治体における連携や協力の促進に影響を及ぼしたと考えられる。

3. について、とくに山口県を事例として検討した。1966 年に文部省が実施した「幼児教育の普及状況調査」は、幼稚園や保育所が普及していく途上において、その後いっそうの振興を期して実施された。実施に際しては行政の連携が図られ、文部省から厚生省への協力依頼、文部省から都道府県教育委員会への通知、調査に関する説明会の開催、都道府県から市町村への通知や説明等、いくつもの段階を経て「幼児教育の普及状況調査」は実現に至った。「通知」でも文部省と厚生省が垣根を越えて協同することの必要性が示されており、それが実現した政策の一つであると考えられる。

(3) 総括と今後の課題

本研究により、「通知」作成の契機や発出の意図、「通知」発出後の動向として、保育者養成に及んだ変化、都道府県・市区町村等における「通知」の受領やその後の施策、地域や保育関係者に及んだ波紋、幼稚園と保育所に関する政策にみられた行政の連携などを明らかにすることができた。しかしながら、まだ分析中の史資料、検証中の自治体における動向や「通知」による波紋の状況があり、「通知」の意義についても考察を続けている。資料調査において「通知」の所在を確認できた自治体が限られることもあり、引き続き実態を解明することが課題である。

¹ 鳥光美緒子「戦後保育・幼児教育政策の歩みを見なおす 幼保二元行政システムのもたらしたもの」森田尚人・森田伸子・今井康雄編著『教育と政治 / 戦後教育史を読みなおす』勁草書房、2003 年所収、浦辺史・宍戸健夫・村山祐一編『保育の歴史』青木書店、1981 年（諏訪きぬ執筆箇所）等。

² 研究開始当初の計画は「保育実践の変化」を明らかにしたいと考えていた。しかし、研究期間における感染症の影響や、史資料から実践の変化を読み解くことや「通知」の影響による実践の変化として見極めることのむずかしさ等から、実践の基盤となり得る「保育」「教育」の考え方を明らかにする方針とした。

³ 湯川嘉津美「保育という語の成立と展開」日本保育学会編『保育学とは 問いと成り立ち』東京大学出版会、2016 年、41-67 頁。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 松島のり子	4. 巻 10
2. 論文標題 1966年「幼児教育の普及状況調査」の実施過程とその意義 幼稚園と保育所に関わる行政の連携に着目して	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 お茶の水女子大学子ども学研究紀要	6. 最初と最後の頁 1-12
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 松島のり子	4. 巻 19
2. 論文標題 1963年「幼稚園と保育所との関係について（通知）」の政策的意図	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 お茶の水女子大学人文科学研究	6. 最初と最後の頁 77-89
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 松島のり子	4. 巻 16
2. 論文標題 1963年の「幼稚園と保育所との関係について（通知）」をめぐる研究動向と課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 お茶の水女子大学人文科学研究	6. 最初と最後の頁 169-181
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 神長 美津子、坂田 仰、矢藤 誠慈郎、松島 のり子、安達 譲	4. 巻 61
2. 論文標題 2. 保育フォーラム	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 保育学研究	6. 最初と最後の頁 73-85
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.20617/reccej.61.3_73	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計10件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 松島のり子
2. 発表標題 1963年「幼稚園と保育所との関係について（通知）」の政策的意図
3. 学会等名 日本保育学会第75回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 松島のり子
2. 発表標題 1963年「幼稚園と保育所との関係について（通知）」の地域における展開 富山県を事例として
3. 学会等名 教育史学会第66回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 松島のり子
2. 発表標題 1963年「幼稚園と保育所との関係について（通知）」後の保育者養成
3. 学会等名 日本保育学会第74回大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Noriko Matsushima
2. 発表標題 The relationship between kindergarten and day nursery in 1960 's Japan
3. 学会等名 OMEF Asia Pacific Regional Conference 2019（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 松島のり子
2. 発表標題 「保育に欠ける」規定をめぐる解釈の変遷
3. 学会等名 日本保育学会第71回大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 松島のり子
2. 発表標題 1963年「幼稚園と保育所との関係について（通知）」の地域における波紋
3. 学会等名 日本保育学会第76回大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 松島のり子
2. 発表標題 戦後保育・教育史像の構築にむけて 高度成長×保育政策+新たな視点
3. 学会等名 第41回日本教育史研究会サマーセミナー（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 松島のり子
2. 発表標題 1963年「幼稚園と保育所との関係について（通知）」前後の名古屋市における保育施策
3. 学会等名 日本保育学会第77回大会
4. 発表年 2024年

〔図書〕 計6件

1. 著者名 幼児教育史学会、小玉亮子、一見真理子、浅野俊和、太田素子、田中由佳子、高田文子、松島のり子、瓦林亜希子、織田望美、首藤美香子、福元真由美、浅井幸子、塩崎美穂、阿部真美子、田中謙、浜田真一、添田久美子、榊瑞希子、小田倉泉、水野恵子、村知稔三、北野幸子、近藤幹生	4. 発行年 2022年
2. 出版社 萌文書林	5. 総ページ数 392
3. 書名 幼児教育史研究の新地平 下巻 幼児教育の現代史	

1. 著者名 秋川陽一、藤井穂高、坂田仰、石毛久美子、伊藤良高、大城愛子、木戸啓子、黒川雅子、梨子千代美、松島のり子、矢藤誠慈郎	4. 発行年 2020年
2. 出版社 教育開発研究所	5. 総ページ数 248
3. 書名 幼児教育・保育制度改革の展望 教育制度研究の立場から	

1. 著者名 米田俊彦、鳥居和代、齋藤慶子、大多和雅絵、松島のり子、橋本萌、桜井恵子、奥村典子、宇津野花陽、吉岡三重子、金智恩、山崎奈々絵、河田敦子、萩原真美	4. 発行年 2024年
2. 出版社 六花出版	5. 総ページ数 -
3. 書名 戦後教育史をひらく	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>〔報告記録〕松島のり子「未完の高度成長×保育政策史研究」、山本和行・森田智幸・井上快編『日本教育史往来』No.266、日本教育史研究会、2023年10月、2-4頁</p> <p>〔報告要旨〕松島のり子「戦後保育・教育史像の構築にむけて 高度成長×保育政策+新たな視点」、吉野剛弘・森田智幸・山本和行編『日本教育史往来』No.264、日本教育史研究会、2023年6月、3頁</p> <p>〔シンポジウム記録〕松島のり子「指定討論」(「幼児教育史研究の成果と課題 『幼児教育史研究の新地平』の検討を踏まえて」)、『幼児教育史研究』第17号、幼児教育史学会、2022年、65-68頁</p> <p>〔図書紹介〕松島のり子「太田素子・湯川嘉津美編『幼児教育史研究の新地平 近世・近代の子育てと幼児教育』上巻」、『人間教育の探究』第34号、日本ベスタロッチャー・フレイベル学会、2022年、81-84頁</p> <p>〔書評〕松島のり子「加藤繁美著『保育・幼児教育の戦後改革』」、『幼児教育史研究』第16号、幼児教育史学会、2021年11月、43-47頁</p> <p>〔図書紹介〕松島のり子「清原みさ子・豊田和子・寺部直子・榊原菜々枝『戦後保育はいかに構築されたか～福岡県における昭和20年代の保育所・幼稚園～』」、『幼児教育史研究』第15号、幼児教育史学会、2020年11月、106-109頁</p> <p>〔図書案内〕松島のり子「『日本の保育の歴史 子ども観と保育の歴史150年』 汐見稔幸・松本園子・高田文子・矢治夕起・森川敬子」、全国保育問題研究協議会編集委員会編『季刊保育問題研究』第294号、新読書社、2018年12月、86-89頁</p> <p>〔図書紹介〕松島のり子「穴戸健夫著『日本における保育カリキュラム 歴史と課題』」、『幼児教育史研究』第13号、幼児教育史学会、2018年11月、48-52頁</p> <p>〔論考〕松島のり子「幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂(定)とこれからの保育」、『幼児の教育』第117巻第2号、お茶の水女子大学『幼児の教育』編集委員会、2018年4月、46-49頁</p>
--

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------